

伊予消防等事務組合 公告第2号

一般競争入札（事後審査型条件付き一般競争入札）を次のとおり行うので、伊予消防等事務組合が準用する伊予市財務会計規則（平成17年規則第48号）第244条の規定に基づき公告する。

令和6年12月17日

伊予消防等事務組合

組合長 武智邦典

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
砥部消防署広田出張所改築工事
- (2) 工事場所
伊予郡砥部町総津 424-1、424-3、425
- (3) 工事概要
構造：木造及び鉄骨造（混構造） 階数：1階 建築面積：326.42㎡ 延べ面積：320.36㎡（木造168.45㎡、鉄骨造147.50㎡、EXP.J4.41㎡）
※ 上記建物の建築主体、電気設備、機械設備、外構の各工事を行う。
- (4) 工期
伊予消防等事務組合議会の議決日から令和7年11月14日まで
- (5) 予定価格
184,901,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加資格を有する者
次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 公告日現在において、伊予消防等事務組合若しくは伊予消防等事務組合を構成する市町のいずれかに建築工事に関する入札参加有資格者として登録されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
 - エ 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別紙1）（以下「申請書（別紙1）」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、伊予消防等事務組合又は伊予消防等事務組合を構成する市町のいずれかで組合長又は市町長が行う指名停止及び指名回避又は排除措置の期間中にない者であること。

- オ 組合を構成する市町の暴力団排除条例の規定に該当しない者であること。
- カ 建築工事業について、建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可をいう。以下同じ。）を受け、愛媛県中予地区内に本店を有している者であること。（本店については、アの有資格者の受任者として登録されているものに限る。）
- キ 入札公告日において、建築工事業における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（審査の基準日が入札公告日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。）が840点以上である者。
- ク 建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できる者。ただし、主任技術者を配置する場合であって、主任技術者の専任緩和の特例措置の適用を受けたときは、この限りではない。

3 入札参加の申込方法

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告に示す期間内に、申請書（別紙1）を組合長に提出すること。
- (2) 入札公告に示す入札参加申込期限以降は、原則として申請書の提出は認めない。

4 申請書の受付及び設計図書等の閲覧等に関する事項

(1) 申請書の受付等

ア 受付期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）までの執務時間中（国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（以下同じ。））

イ 受付場所

伊予消防等事務組合消防本部総務課

〒799-3111

伊予市下吾川950番地3

電話番号（089）982-0119

※持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合は、事前にその旨を総務課財政担当に伝えること。電送による書面は受け付けない。

(2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）までの執務時間中

イ 交付場所

(1)イに掲げる場所

ウ 設計書、図面、仕様書、入札説明書及び入札参加に必要な様式等については、令和6年12月17日（火）から入札説明書とともに電子データで配布する。（USBメモリを持参すること。）

エ 設計書等について質問がある場合は、質疑応答書（別紙2）を次により持参して提出すること。電送による書面は受け付けない。

(ア) 提出期間

令和6年12月17日（火）から令和6年12月27日（金）までの執務時

間中

(イ) 提出場所

(1) イに掲げる場所

オ エの質問に対する回答を記載した書面は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

令和7年1月7日（火）から令和7年1月15日（水）まで

(イ) 閲覧場所

伊予消防等事務組合消防本部ホームページ

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和7年1月16日（木） 午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

伊予市下吾川950番地3

伊予消防等事務組合伊予消防署 2階 大会議室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は免除する。

(2) 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、伊予市財務会計規則第277条の規定に掲げるものをもって契約保証金の納付に代えることができる。また、伊予市財務会計規則第278条の規定に掲げる場合においては、契約保証金の納付の全部又は一部を免除する。

7 入札方法

(1) 入札書の提出方法

持参して提出すること。

(2) 入札方法

ア 入札執行回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、工事費内訳書を提出するものとする。（別紙3の表紙を使用し、閲覧設計書（内訳明細書）のNO.2、NO.3、NO4、NO48、NO61及びNO81を入札書と一緒に封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。）

イ 工事価格欄の金額が入札金額に符合するものであること。

8 入札の無効に関する事項

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

9 入札参加資格確認審査および落札者の決定に関する事項

(1) 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

その後、当該落札候補者の入札参加資格確認審査を行い、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(2) 低入札価格調査

本入札には低入札調査基準価格を設けており、当価格を下回る入札が行われた場合は、入札参加資格確認審査に加え低入札価格調査を実施の上、落札者とするか否かの決定を行う。

(3) 入札参加資格の確認

入札執行者から入札参加資格を確認するため、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(別紙4)、入札参加資格確認資料(別紙5)及び添付書類の提出を求められた落札候補者は、指示された日の翌日から起算して2日以内に関係書類を提出するものとする。

ア 提出場所

4(1)イに掲げる場所

イ その他

- (ア) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された書類等は、返却しない。
- (ウ) 詳細は、入札説明書による。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明及び不服申立

ア 入札参加資格が認められなかった者は、組合長に対してその理由の説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、入札参加資格を認めない理由の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の執務時間中に、4(1)イに掲げる場所に持参して提出すること。郵送又は電送による書面は、受け付けない。

ウ イの書面を提出した者に対する回答は、申立てを受けた日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。ただし、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

エ ウによる入札参加資格を認めない理由の通知を受けた者は、理由を通知した日の翌日から起算して7日以内に、組合長に対して不服の申立てができる。

10 その他

(1) 入札、契約及び支払その他に関する事項

この公告の入札、契約及び支払その他に係る事項については、伊予消防等事務

組合財務会計規則（平成17年規則第18号）第2条の規定に基づき伊予市財務会計規則（平成17年規則第48号）及び要綱、要領の例による。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく伊予消防等事務組合議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(4) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

伊予消防等事務組合消防本部総務課

〒799-3111

伊予市下吾川950番地3

電話番号（089）982-0119

(5) その他

詳細は、入札説明書による。